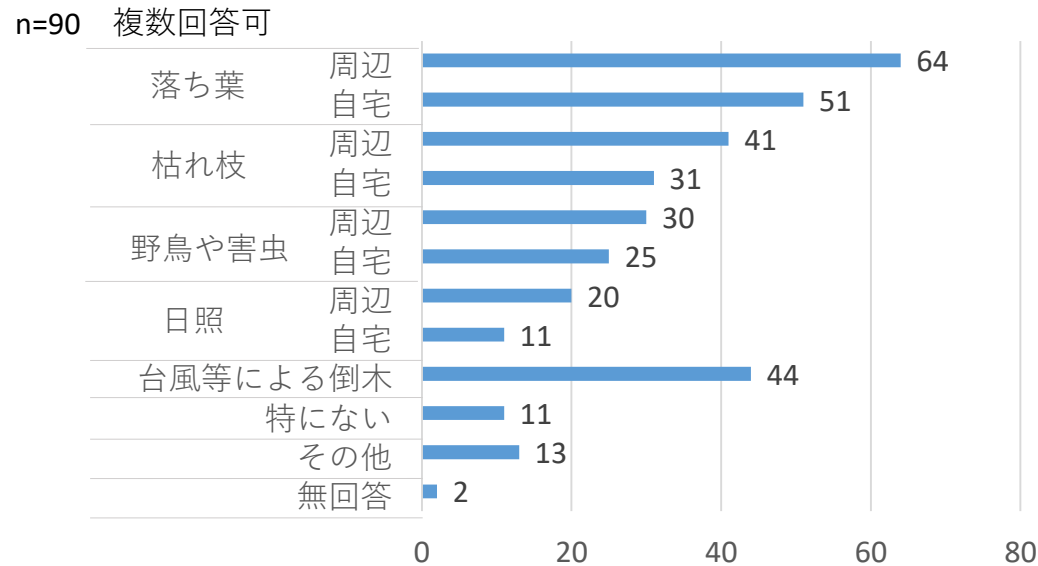


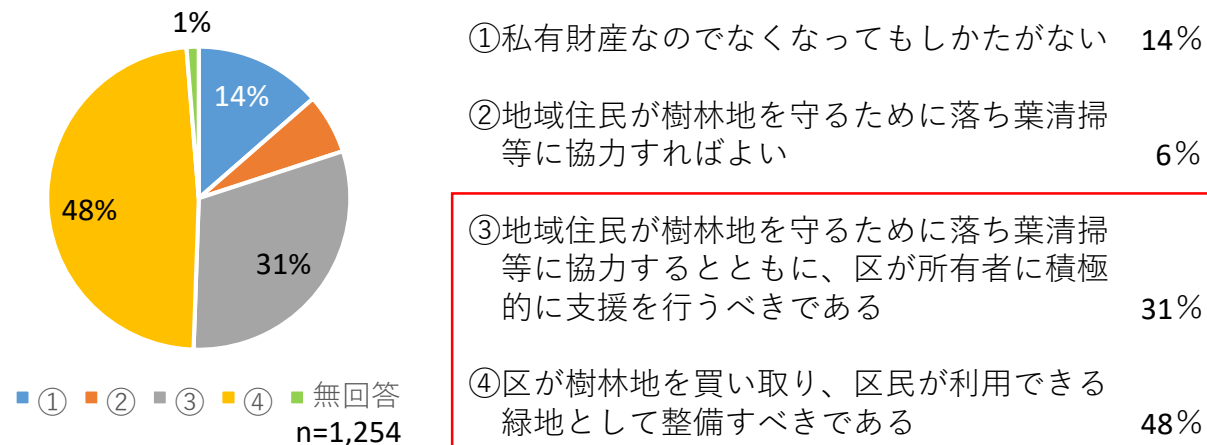
1 1,000㎡以上の樹林地所有者が困っていること、不安なこと（H28所有者アンケート）



支援の充実を図ってきたが、落葉や枯れ枝の落下、倒木への不安は大きい。宅地化の進行や台風の大型化によって、周辺住民に対する所有者の心理的負担は大きくなっていると考えられる。

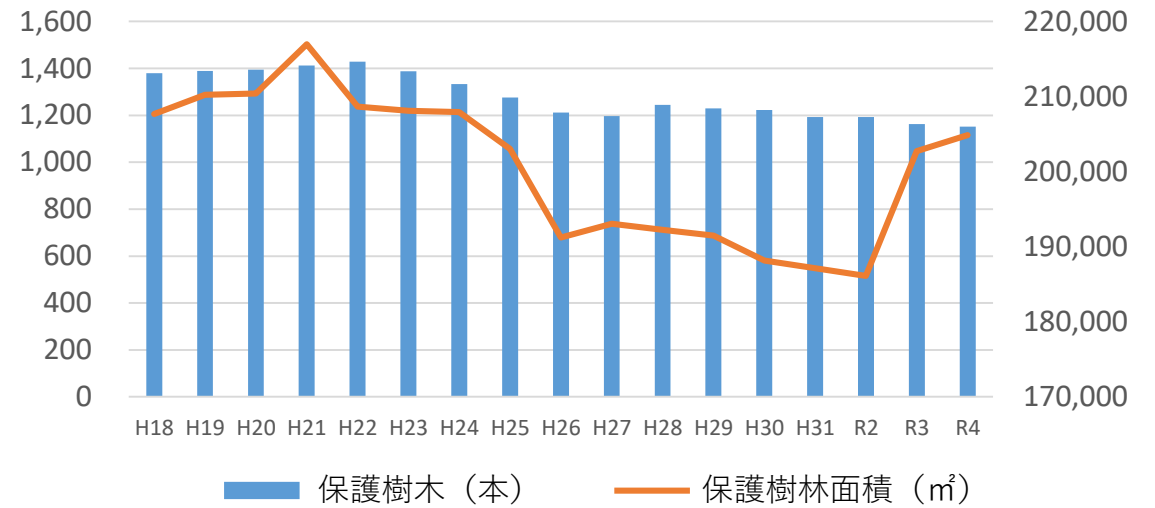
2 樹林地の保全についてどのように考えるか（R3実態調査※2）

※2住民基本台帳に登録されている20歳以上の方から3,000人の無作為抽出



多くの区民は所有者への積極的支援や公有地化が必要と考えている。これまで、支援内容の拡充を図り、活用を促してきたが、実際にかかる費用と補助額に乖離が生じており、樹木を多くもつ所有者ほど負担が大きくなる傾向が生じている。

3 保護樹木・保護樹林指定の推移



4 保護樹木・保護樹林剪定補助金活用状況

◆補助制度のこれまで

昭和53年 支援開始
 平成元年 樹木 5,000円/本 樹林 65円/㎡
 平成26年 樹木・樹林
剪定費用の半額（上限額あり）
 樹林は、さらに面積に応じた管理費補助
 平成31年 樹林は上限100万円に引上げ
 令和2年 樹林の面積に応じた補助額を引上げ

◆自己負担額の状況

| | 剪定費用 | 費用の半額を補助 (ただし上限額まで) | | 自己負担額 |
|-------------|----------|------------------------|----------|----------|
| | | 費用の半額 | 上限額 | |
| 事例1 幹周160cm | 105,600円 | 52,800円 | 50,000円 | 55,600円 |
| 事例2 幹周351cm | 440,000円 | 220,000円 | 150,000円 | 290,000円 |
| 事例3 幹周252cm | 848,100円 | 424,050円 | 125,000円 | 723,100円 |

◆剪定経費の上昇状況

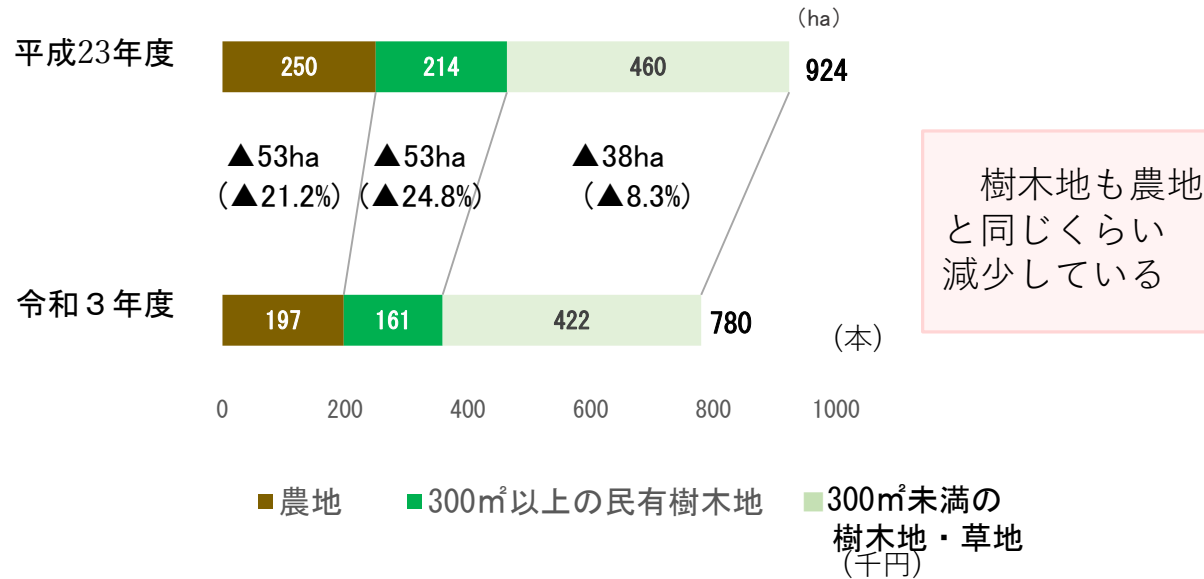
(常緑広葉樹幹回り270-299cmの1本あたりの基本剪定費の比較)

| H26年度 | R4年度 |
|----------|----------|
| 295,000円 | 400,000円 |

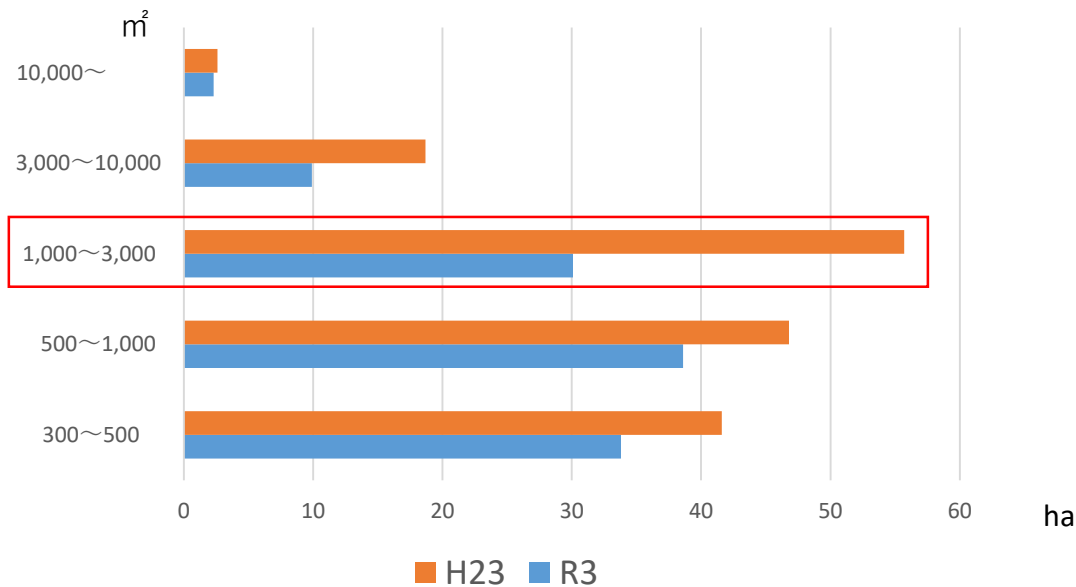
樹林地・大木に関する資料

5 民有地における300㎡以上の樹木地の推移 (R3実態調査)

※1 樹林地 = 中低木や高木で覆われている土地



6 宅地等の樹木地の面積別の推移 (R3実態調査)



1,000㎡から3,000㎡のまとまりのある樹林地が大きく減っている。

7 樹林地の保全を目的とした都市計画公園緑地等の状況

◆区内都市計画公園緑地 (樹林地含む街区公園・特殊公園・緑地)

| 都市計画箇所数 | 面積※ (ha) | 開設済箇所数 (一部含む) | 開設面積 (ha) |
|---------|----------|---------------|-----------|
| 25 | 7.88 | 19 | 3.78 |

※農地や広場状の区域も含まれる

◆緑確保の総合的な方針 (都区市町村合同)

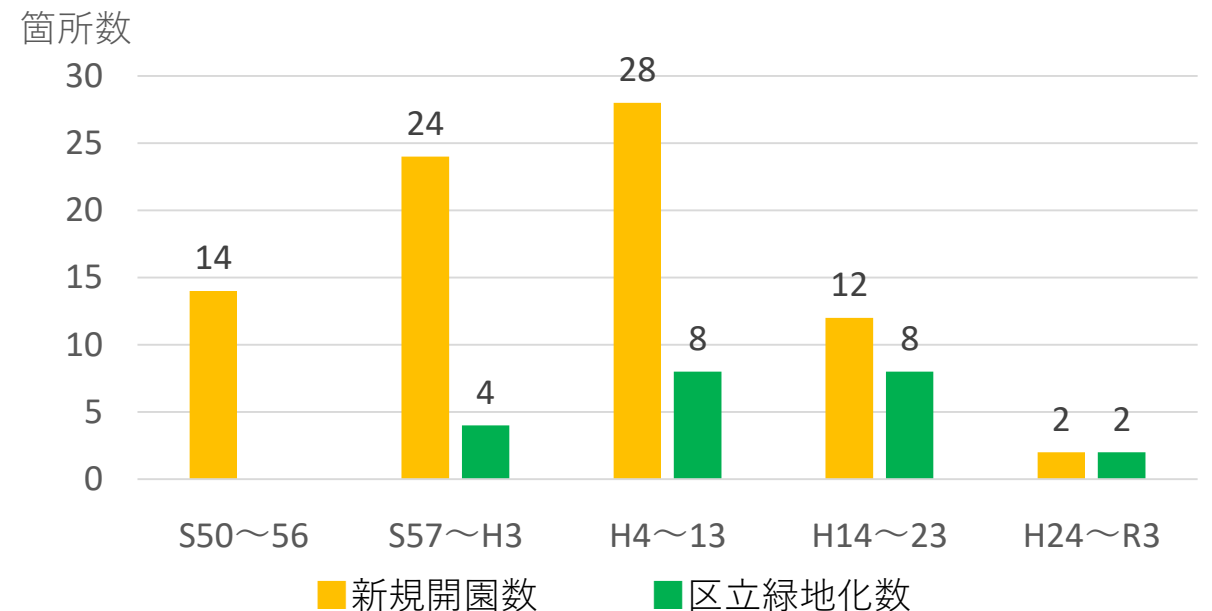
平成22年に、減少傾向にある民有地の既存の緑を計画的な保全を図るために、都区市町村合同で策定した方針。令和2年7月に改定。令和11年度までに買収や都市計画公園緑地等がかかることにより確保する緑などを明らかにしている。

| 確保地箇所数 (樹林地) | 面積 (ha) | 都市計画決定済 | 手続き中 |
|--------------|---------|---------|------|
| 11 | 2.88 | 3 | 1 |

| 確保候補地 (樹林地) 箇所数 | 面積 (ha) |
|-----------------|---------|
| 39 | 8.78 |

令和3年度実態調査の結果をふまえ、確保地および確保候補地に適宜追加していく必要がある。

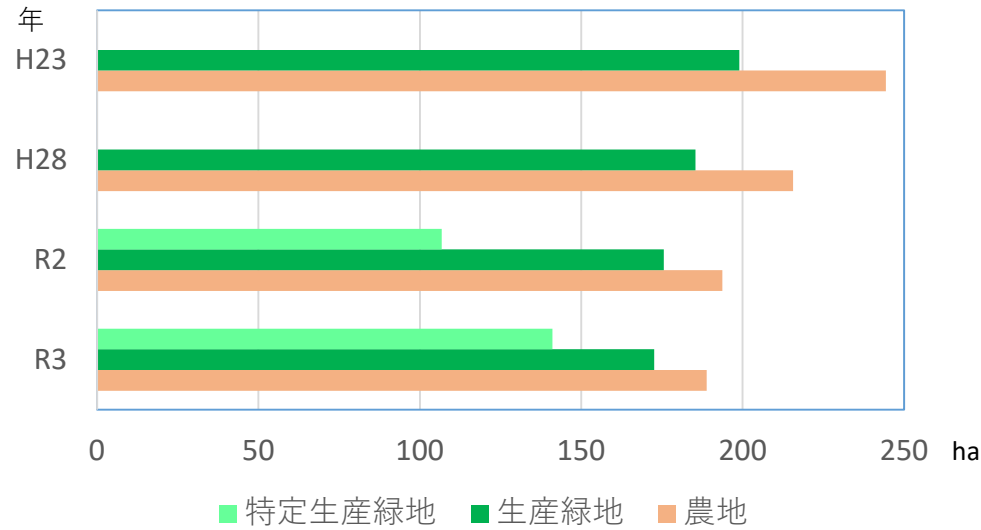
8 憩いの森・街かどの森 (市民緑地) 箇所数等の推移



のべ80箇所の憩いの森を開設し、22箇所を区立緑地としてきた (返還等は13箇所)。新規開設数は減少している。

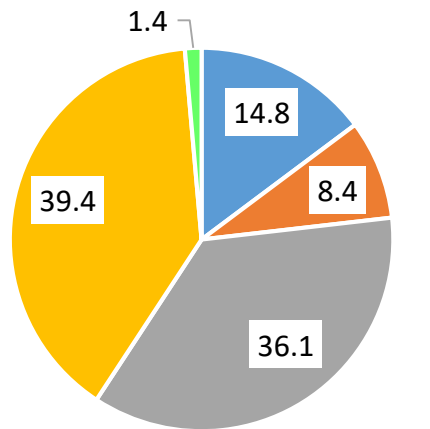
農地に関する資料

1 農地面積の推移（練馬区統計書等）



R4.9現在
 区全体生産緑地面積 169.77ha
 うち特定生産緑地指定対象面積 148.02ha
 特定生産緑地指定面積 141.29ha 指定率約95%

3 農地の保全についての区民意識意向 (R3実態調査)



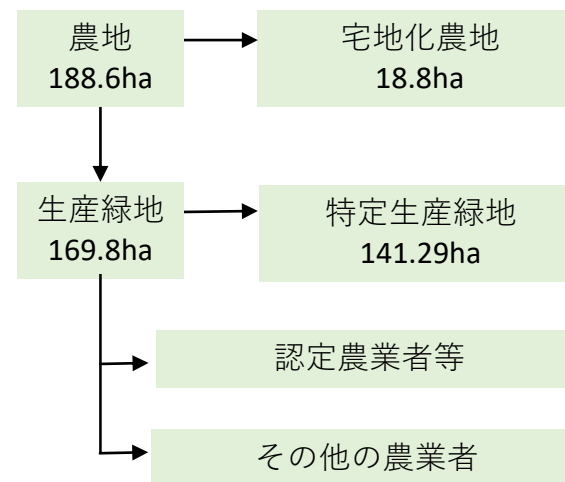
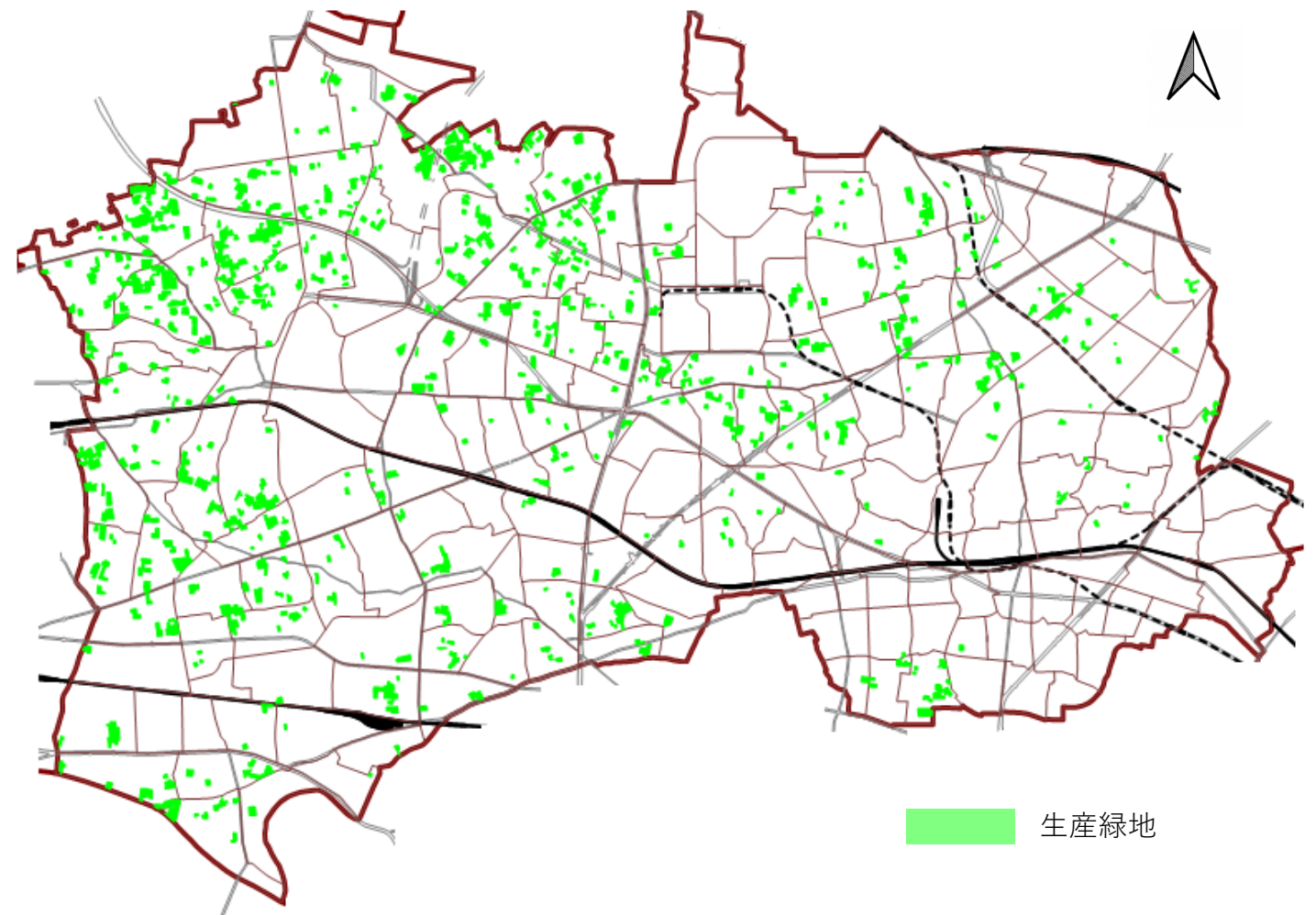
①私有財産なのでなくなってもしかたがない

②地域住民が農業者を支えるサポーター等として協力すればよい。

③地域住民が農業者を支えるサポーター等として協力するとともに、区が所有者に積極的に支援を行うべきである。

④区が農地を買い取り、区民が利用できる農園や公園として整備すべきである。

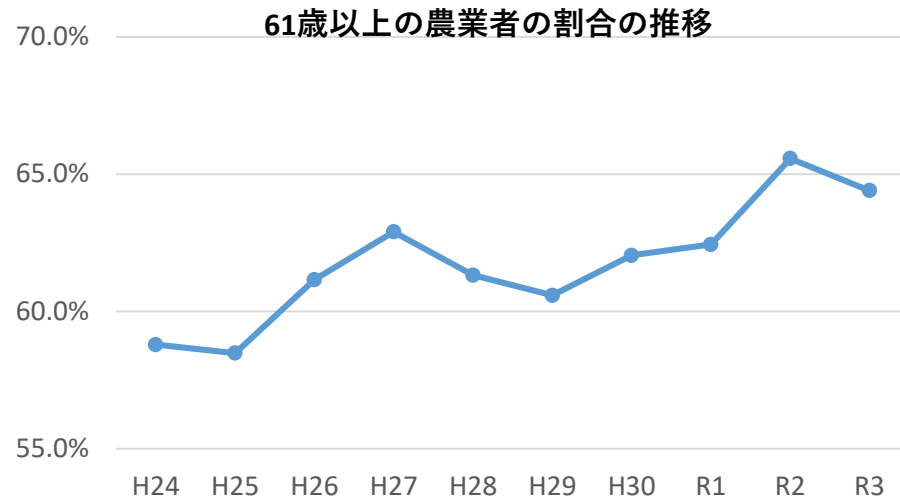
2 生産緑地の分布



認定農業者、果樹あるファーム、農業体験農園等
 経営にあたり、区から各種補助制度あり

農地に関する資料

4 区内農業者の高齢化状況



5 生産緑地の貸借制度を活用したあっせん状況

| 年度 | 貸借件数 |
|-----|------|
| 令和2 | 13箇所 |
| 令和3 | 16箇所 |
| 令和4 | 21箇所 |

農業者へのあっせんに加え、学校法人やNPO法人による貸借も実現し、活用が広がっている。全体で約5haとなっている。

6 区民が農と親しめる施設の状況

| | 施設数 / 区画数 | |
|----------|---------------|------------------------|
| | 平成30年度 | 令和4年度 |
| 農業体験農園 | 17園 / 1,822区画 | 18園 / 1,964区画 |
| 果樹あるファーム | 38園 | 37園 |
| 野菜収穫体験 | — | 16園 |
| 区画貸農園 | JA開設 2園 | JA開設 2園 事業者開設 5園 |
| 区立学びの農園 | — | 2園 (高松みらいのはたけ・農の学校) |
| 区立区民農園 | 26園 / 1,741区画 | 27園 / 1,926区画 |

7 農の風景育成地区の概要

東京都が平成23年に創設した制度で、都市部において比較的まとまった農地や屋敷林等が残り、特色ある風景を形成している地域について、区が申請を行い東京都が農の風景育成地区として指定するもの。

令和2年4月に農の風景育成地区農地保全事業費補助金を新設し、地区の農業者等による農地を活用した事業を支援している。

(1) 高松一・二・三丁目地区 (H27指定 35.1ha 生産緑地3.9ha)

【農の風景に関連施設 (令和4年度)】

| 施設名 | 施設数等 |
|-------------|------------|
| 区立農の学校 | 1園 |
| 区立高松みらいのはたけ | 1園 |
| 区立区民農園 | 3園 / 107区画 |
| 体験型農園 | 1園 |
| 果樹あるファーム | 2園 |
| 区立緑地 (樹林地) | 2箇所 |
| 憩いの森 | 4箇所 |
| 保護樹木 | 39本 |

【地域による取組】

| 取組 |
|----------------------------|
| R1 マルシェ開催 |
| R2 ホームページ制作 |
| R2 南高松憩いの森 区民管理 (区から委託) 開始 |
| R3 横断幕、のぼり旗制作 |



高松一丁目の農地と屋敷林▶

(2) 南大泉三・四丁目地区 (R2指定 70.2ha 生産緑地5.3ha)

【農の風景に関連施設 (令和4年度)】

| 施設名 | 施設数等 |
|------------|------------|
| 区立区民農園 | 2園 / 90区画 |
| 農業体験農園 | 2園 / 246区画 |
| 果樹あるファーム | 3園 |
| 区立緑地 (樹林地) | 1箇所 |
| 憩いの森 | 1箇所 |
| 保護樹木・樹林 | 1本・1箇所 |

【地域による取組】

| 取組 |
|---|
| R2 スタンプラリー、収穫体験、ホームページ制作 |
| R3 南大泉with農フェスタ2021開催 (キーワードラリー、収穫体験、マルシェ等) |



キーワードラリーの様子▶

宅地に関する資料

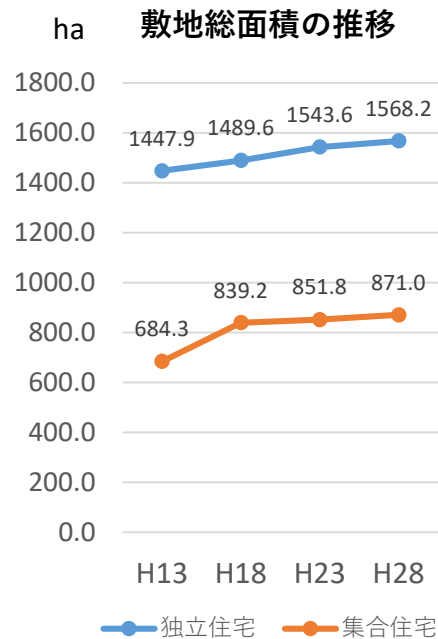
1 宅地の緑被状況の推移・平均敷地面積等の推移 (H31練馬区の土地利用)

住宅用地の緑被状況の推移

| | H28 | R3 | 増減 |
|--------|--------|--------|---------|
| 緑被面積ha | 427.84 | 392.85 | ▲ 34.99 |
| 緑被率% | 18.4 | 16.9 | ▲ 1.50 |

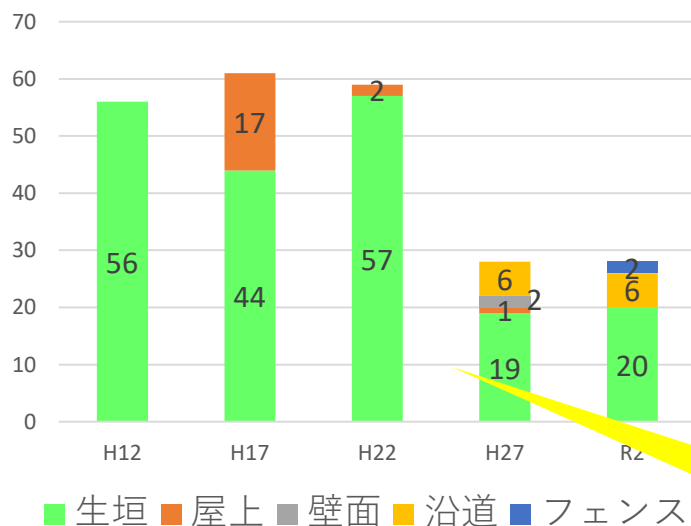
平均敷地面積の推移

| 年度 | 独立住宅 m ² | 集合住宅 m ² |
|-----|---------------------|---------------------|
| H13 | 150.1 | 374.1 |
| H18 | 145.4 | 409.9 |
| H23 | 145 | 400.5 |
| H28 | 140.2 | 400.6 |



住宅用地の緑被率は減少傾向にある。特に独立住宅が増えているが、平均敷地面積は年々小さくなっている。

2 緑化助成制度の実績



平成2年 区内全域対象
 平成17年 屋上緑化助成開始
 平成20年 壁面緑化助成開始
 緊急障害除却路
 線、みどりの協定
 地区の上限額増額
 平成24年 沿道緑化助成開始
 平成29年 フェンス緑化助成
 開始
 平成30年 危険ブロック塀撤
 去対象に増額助成

H23 40 (生35 屋5)
 H24 42 (生27 屋5 沿10)
 H25 27 (生19 屋2 沿6)
 H26 29 (生22 屋2 沿5)

3 みどりの協定制度的利用状況 (協定年数5年間・更新可)

- ◆集合住宅の管理組合 (19地区) 【更新回数平均0.6回 最長4回】
 苗木配布を受けて、外構植栽の植替えや補植に活用している。補植などが完了した時点で協定の更新をやめている。
- ◆町会・自治会 (22地区) 【更新回数平均2.1回 最長8回】
 町会行事として苗木配布を行ったり、町会加入特典として利用しているケースが多い。そのため、更新回数も多い傾向がある。

4 緑地協定地区の緑被状況

| 番号 | 許可年 | 緑被率% | 緑視率% |
|----|-------|------|------|
| 1 | 平成16年 | 12.2 | 27.2 |
| 2 | 平成29年 | 11.6 | 19.2 |
| 3 | 平成30年 | 11.1 | 28.1 |

いずれの地区も高い緑視率が高く、沿道に統一性や連続性のあるみどりが形成されている。



1



2



3

宅地に関する資料

5 民有地の緑化に関する制度の概要

| 制度名 | 対象 | 概要 |
|-----------------|--|--|
| 緑化計画 (区条例) | 区域面積が300㎡以上の開発行為や建築行為 | 緑化基準として、敷地面積から建築面積を除いた面積の3割(駐車場等の場合は敷地面積の1割)の緑被面積の確保を義務化。 事前協議件数 年間約900件 |
| 緑地協定 (都市緑地法) | 市街地の良好な環境を確保し得るような規模のまとまった土地の街区 | 街区内の緑化や緑の保全に関して、土地所有者等同士で締結する協定。申請に基づき区が認可。開発事業者による申請と既存市街地の土地所有者等による申請のいずれも可能。 区内3地区 (H28特別区内16件) |
| みどりの協定 (区条例) | ・10戸以上の住宅がまとまっている地域 ・敷地面積500㎡以上の集合住宅 ・敷地面積1,000㎡以上の事業所 | 地区の緑化や緑の保全に関して、地区と区が協定を締結。町会やマンションの管理組案と協定を締結し、5年間、計画を立て、苗木配布を実施。協定地区では緑化助成の上乗せも実施。 のべ協定地区数 49地区 |
| 緑化助成 (区条例) | 新たに公道・私道に面した緑化や屋上緑化する場合 | 生け垣、フェンス緑化 →10,000円/m 低木等緑化 →7,000円/m 屋上緑化・壁面緑化 →10,000円/㎡ 緑化に伴う塀の撤去費用も助成対象 |

6 練馬区の緑化基準の概要

| | | 250㎡ | 300㎡ | 1,000㎡ | 5,000㎡ | |
|-----|----|----------|------|-----------------------|---|----------------------|
| 練馬区 | 民間 | | | (開発区域面積 - 建築面積) × 0.3 | 都条例による緑化計画 1,000㎡以上の開発区域を1,000㎡未満に敷地分割する場合は、区条例適用※ | |
| | 公共 | 敷地 × 0.3 | | | | |
| 東京都 | 民間 | | | | (敷地面積 - 建築面積) × 0.2 | (敷地面積 - 建築面積) × 0.25 |
| | 公共 | | | (敷地 - 建築面積) × 0.2 | (敷地 - 建築面積) × 0.25 | |

※ 東京都は建築敷地面積が1,000㎡以上の案件が対象。敷地分割される場合は、対象とならない。練馬区は、開発区域面積300㎡以上が対象のため、都条例対象外となる戸建て住宅の開発等が対象となる。
13区では、区基準が都と同等以上なことから、手続きが区に一元化されている。

特別区の接道緑化の基準の規定状況

| 接道部緑化の延長(割合)を規定 | 接道部緑化の面積を規定 | 接道部緑化の基準なし |
|--|-------------|--|
| 17 | 1 | 5 |
| 千代田区、中央区、港区、新宿区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区 | 台東区 | (接道部割増あり) 練馬区、文京区 (接道部割増なし) 墨田区、渋谷区、荒川区 |

特別区の緑化率の規定状況

| 敷地面積や用途地域などによって変動 | 固定 |
|--|---------------------|
| 18 | 5 |
| 千代田区、港区、新宿区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区 | 中央区、文京区、中野区、荒川区、練馬区 |

区民協働に関する資料

1 体験イベントの事例（中里郷土の森 自然体験プログラム）

昆虫、植物、野鳥など毎週異なるテーマで開催している、常駐の自然解説員による体験型のイベント。

| | R 1 | R 2 | R 3 |
|------|------|------|------|
| 実施回数 | 42回 | 36回 | 44回 |
| 参加者数 | 617人 | 328人 | 407人 |

- 【過去のイベントテーマ】
- ・花を解剖してみよう
 - ・ダンゴムシさがし
 - ・セミを観察しよう！
 - ・昆虫標本をつくろう！
 - ・どんぐりあそび
 - ・はじめてのバードウォッチング
 - ・枯れ草・落ち葉アート など



【学校との連携事業】

- 来園授業：施設内の自然を最大限に活用した観察・体験ができるプログラムを実施。
- 出張授業：校庭等にある自然を解説員が調べ、単元に合わせた内容でプログラムを実施。



季節の生きものがさがしがテーマの生活科の授業の様子▶

2 みどりの機能のPR



<学校に設置しているCO2吸収量を表示した樹木用プレート>

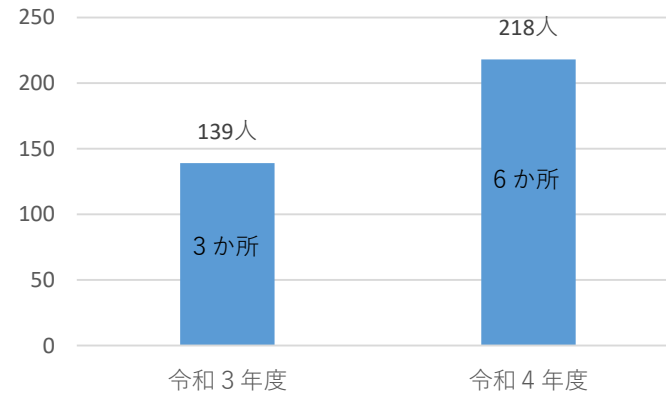


<憩いの森に設置している制札板のイメージ>

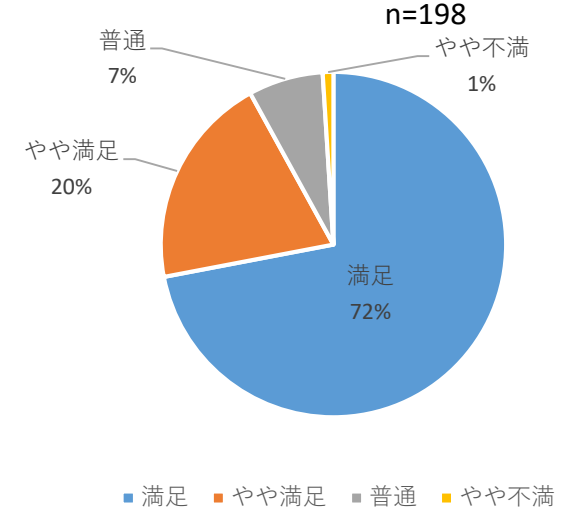
3 落ち葉清掃事業

民有の保護樹木・保護樹林地で、区民ボランティアとの協働により実施している。区民ボランティアは区報等で募集し、11月から12月にかけて、令和3年度は全13回、4年度は全22回実施した。

延べ参加者数（人）



参加者の満足度



【参加者の声】

- ・きれいになりよかった。地域の役に立つ喜びを感じた。来年も参加したい。
- ・大きな木をお持ちの方は、個人で清掃するのは大変だと思う。この活動が地域の方々にも広がるとよい。
- ・落ち葉を迷惑がらずに、近隣の身近な木々を守るための活動であるということをもっとPRしてほしい。

【所有者の声】

- ・落ち葉シーズンになると毎朝落ち葉掃きを行っている。ボランティアの皆さんにお手伝いいただき助かった。
- ・自分の家の落ち葉を掃いてもらうのは申し訳ないと思っていたが、たくさんの方にお集まりいただき驚いた。地域のみどりを大切に思ってくれてうれしい。

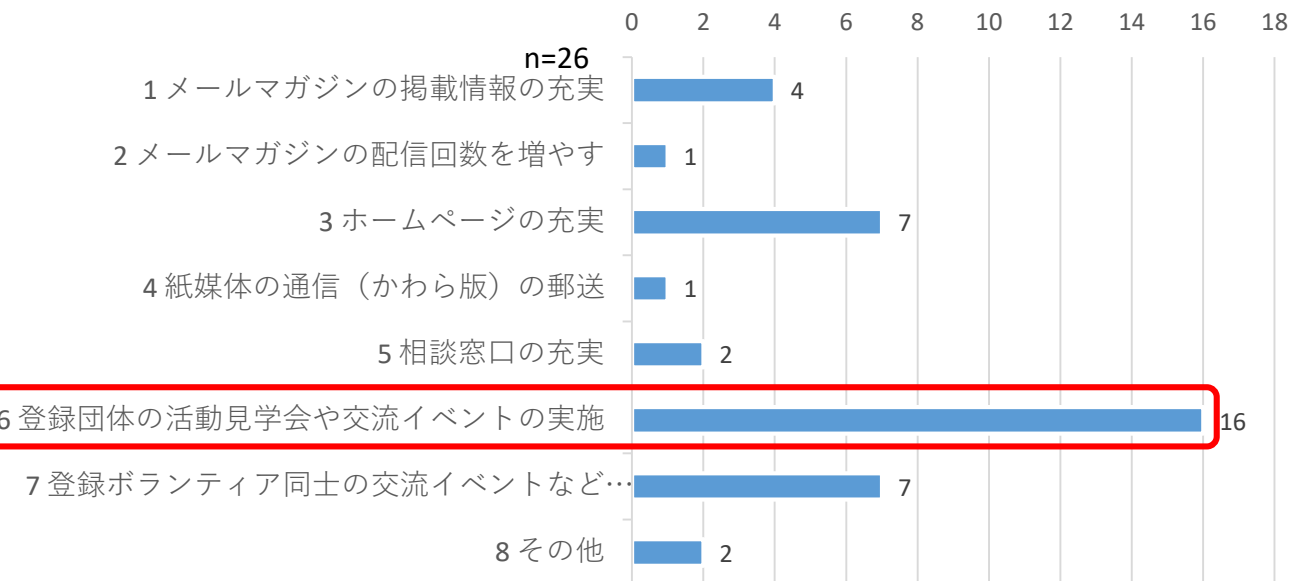


区民協働に関する資料

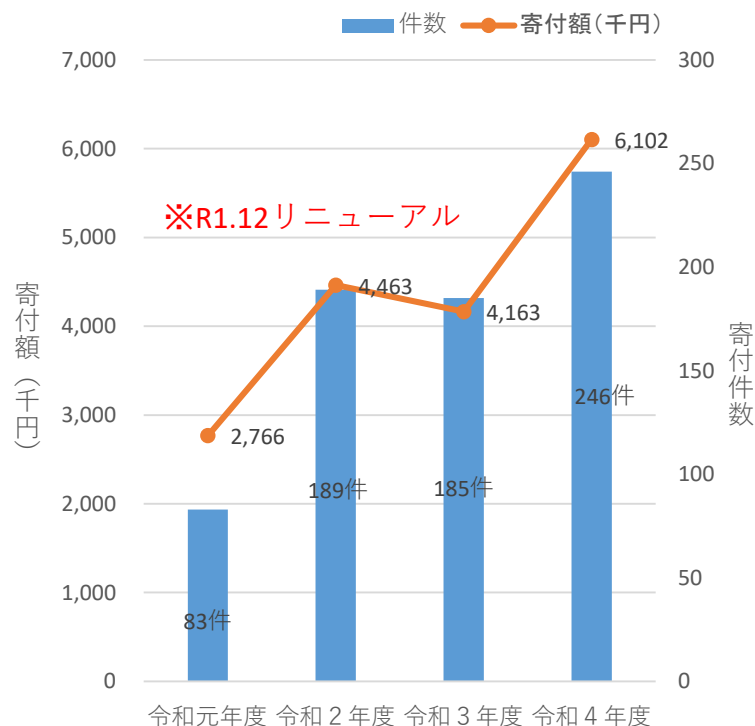
4 練馬みどりの人材バンク

| 個人登録者数 | 団体登録数 | マッチング件数 |
|--------|-------|---------|
| 123人 | 23団体 | 38件 |

これからの「練馬みどりの人材バンク」に増えると良いサービス（登録者向けアンケート）



5 練馬みどりの葉っぱい基金



・1千万円以上の高額寄付を除く。
・令和4年度は12月末現在の数値。

【短期プロジェクトの例】



<中里郷土の森
ビオトープ池の整備>



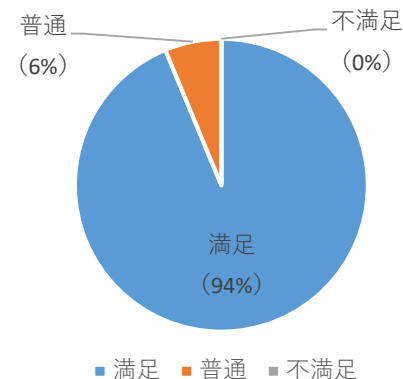
<四季の香ローズガーデン
バラの植栽>

6 つながるカレッジねりま みどり分野

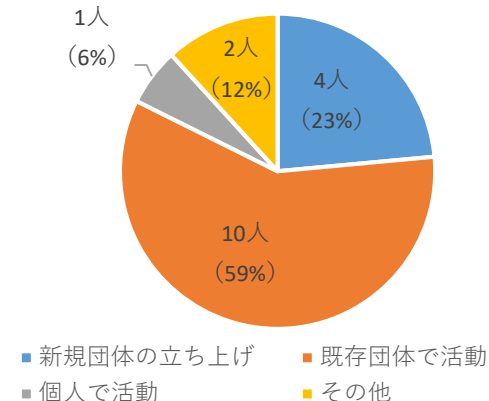
【コミュニティ・ガーデナーコース】

まちの身近なみどりを増やすため、花壇活動に主体的に取り組むことを目指す講座。公園や駅前の花壇活動に必要な技術や知識を学ぶ。

講座の満足度（16名）



修了後の進路（1期修了生17名）



<修了生の声>

- ・所属する団体活動に活かしていきたい。
- ・近隣の花壇の見学会やフォローアップ講習会のような機会があるとよい。
- ・これから受講される方たちともつながりができれば、活動が広がると思う。

【ねりまの森維持管理コース】

憩いの森を守り育てるため、管理活動に必要な知識と技術の習得を目指す講座。草刈りや樹木の剪定技術などについて学ぶ。



7 花壇、公園・憩いの森の区民管理の実施状況

| | R2 | R3 | R4（12月末現在） |
|----------------|------|------|------------|
| 花壇 (区民協働花壇) | - | 65か所 | 72か所 |
| | - | 54団体 | 61団体 |
| 公園 | 30か所 | 32か所 | 31か所 |
| | 22団体 | 23団体 | 22団体 |
| 憩いの森 | 2か所 | 3か所 | 6か所 |
| | 2団体 | 3団体 | 6団体 |